

報道事業企業年金基金の適用・掛金事務について

令和7年8月

報道事業企業年金基金

はじめに

本資料で使用する用語について

1. 報道事業企業年金基金の制度の概要	4
(1) 掛金	
(2) 給付	
2. 適用関係の事務	6
(1) 加入者（異動）に関する届書	
(2) 加入者（変更・訂正・取消等）に関する届書	
(3) 事業所に関する届書	
(4) その他の届書	
(5) 適用関係届を提出する際の注意事項等	
3. 掛金関係の事務	13
(1) 調査決定と納入告知	
(2) 口座振替	

はじめに

- 本資料では、主に、当基金にご提出いただく適用関係届及び掛金に係る事務についてご案内します。
- 当基金に適用関係届をご提出いただく際には、以下の2つの方法のうち、いずれかの方法により届書を作成し、ご提出いただく必要があります。
 - ① 紙面用の書式（エクセルファイル）に入力または手書きし、紙面を郵送にて提出
 - ② ファイル送信システム（FTS）用の書式（エクセルファイル）に入力後、オンラインで提出
- いずれの方法についても、当基金のホームページ内の「適用事務（担当者様）」より書式をダウンロードしてお使いください。

URL : <https://www.houdoukikin.or.jp/db-tekiyou.html>

なお、全ての適用関係届について事業主等の押印を省略することができます。
- ファイル送信システム（FTS）を利用する際は、事前に当基金に申込書を提出する必要があります。

申込書及び利用方法等の詳細については、上記のURLをご確認ください。

本資料で使用する用語について

(厚生年金保険の) 適用事業所	厚生年金保険の適用を受ける事業所のことをさします。
実施事業所	当基金に加入している厚生年金保険の適用事業所のことをさします。
(厚生年金保険の) 被保険者	厚生年金保険の適用事業所に使用される従業員のことをさします。 被保険者となるには一定の条件（勤務状況等）を満たす必要があり、条件を満たした場合は、事業主・役員も被保険者となります。
加入者	当基金の実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者のことをさします。 事業主・役員についても、厚生年金保険の被保険者である場合は、当基金の加入者となります。
(厚生年金保険の) 標準報酬月額	標準報酬月額は、事業所から支給される給与や各種手当の総支給額（報酬月額）に基づいて決定され、厚生年金保険における保険料及び給付を算出する際に用いられます。 報酬月額は1等級（8万8千円）から32等級（65万円）までの32等級に分けられ、等級ごとに標準報酬月額が定められています。
基準給与	厚生年金保険の標準報酬月額に相当し、当基金における掛金及び給付を算出するための基準となる給与です。 資格取得時に登録を行い、年1回、毎年9月に、9月1日時点の標準報酬月額を基準給与として登録します。

1. 報道事業企業年金基金の制度の概要

(1) 掛金

毎月、以下の種類の掛金をお納めいただく必要があります。

当基金の掛金は全額事業主負担で、加入者の負担はありません。

標準掛金	基準給与 × 事業所ごとの掛金率
事務費掛金	基準給与 × 0.2%

※ 標準掛金の掛金率は、事業所が当基金にご加入いただいた際（または掛金率変更届をご提出いただいた際）に、事業所ごとにご選択いただいた率です。（1.0%以上0.1%刻み・上限なし）

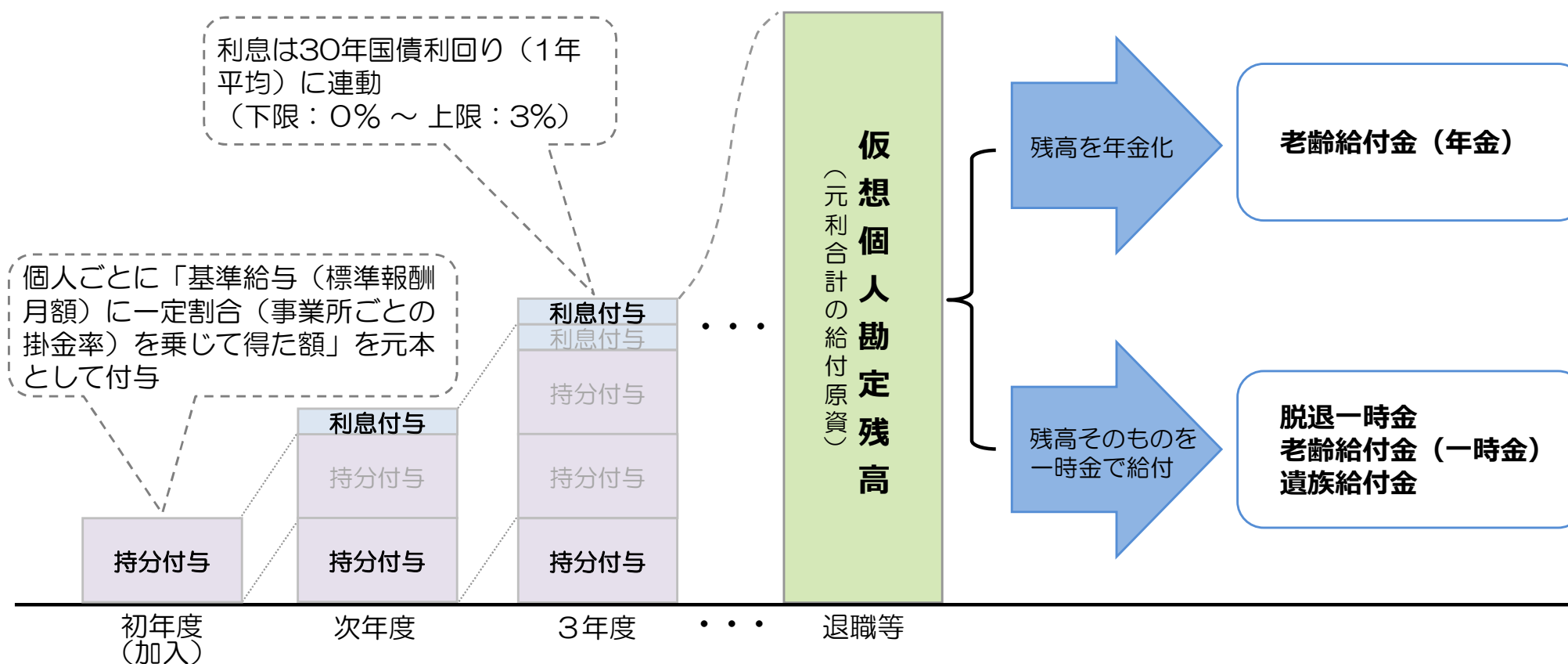
(2) 給付

当基金では「キャッシュバランスプラン」を採用しています。イメージ図は次ページをご覧ください。

- キャッシュバランスプランとは、事業主が納めた掛金と、それに対する利息の元利合計額を原資として給付を行う制度です。
- 元本は、毎月、基準給与の一定割合（事業所ごとの掛金率）で積み立てられ、利息は下限0%から上限3%の範囲内で30年国債の利回り（1年平均）に連動して付与されます。そのため、30年国債の利回りが上下すると、給付額も上下しますが、利息付与の下限が0%であるため、元本割れすることはありません。
- 加入者は、退職時に個人ごとの元利合計額である「仮想個人勘定残高」を一時金で受け取るか、年金で受け取るかを選択します。ただし、年金を選択する場合は加入者期間等の要件を満たす必要があります。
- 平成30年9月30日に解散した東京都報道事業厚生年金基金（以下「厚年基金」といいます。）に、解散日時点において加入していた方は、解散に伴い発生した解散分配金についても、上記の仮想個人勘定残高に算入されます。また、厚年基金の加入員期間についても、当基金の加入者期間として算入されます。

1. 報道事業企業年金基金の制度の概要

キャッシュバランスプランのイメージ図



- ※ 年金を選択する場合には、加入者期間や年齢等の要件を満たす必要があります。年金の受給開始時に受取期間（5・10・15・20年）を選択し、選択した受取期間中は利息が付与される対象となります。
- ※ 厚年基金の解散時において加入員であった方については、厚年基金の解散分配金も仮想個人勘定残高に算入されます。

2. 適用関係の事務

当基金にご提出いただく必要のある適用関係届は、以下のとおりです。

各届書の作成方法等については、当基金のホームページ内の「適用事務（担当者様）」にアップロードされている書式をご参照ください。

URL : <https://www.houdoukikin.or.jp/db-tekiyou.html>

（１）加入者（異動）に関する届書

届書の名称	届書を提出するとき
加入者資格取得届	従業員を採用したとき 従業員が厚生年金保険の被保険者となったとき
加入者資格喪失届	従業員が退職したとき 従業員が死亡したとき 従業員が70歳に到達したとき 従業員が厚生年金保険の被保険者ではなくなったとき 事業所が当基金から任意脱退したとき
基準給与変更届	9月1日時点の基準給与を届出するとき

※ 基準給与変更届については、毎年8月下旬頃に、当基金よりお手続きのご案内をお送りします。

2. 適用関係の事務

(2) 加入者（変更・訂正・取消等）に関する届書

届書の名称	届書を提出するとき
加入者基礎年金番号届	資格取得時に不明であった基礎年金番号が判明したとき
加入者に関する（変更・訂正）届	従業員が婚姻等により氏名を変更したとき 資格取得届により届出した氏名・基礎年金番号・性別・生年月日・取得事由が誤っていたとき 資格喪失届により届出した喪失事由が誤っていたとき
基準給与訂正届	資格取得届・基準給与変更届により届出した基準給与が誤っていたとき
異動年月日訂正届	資格取得届・基準給与変更届・資格喪失届により届出した異動年月日が誤っていたとき
異動通知書取消届	資格取得届・基準給与変更届・資格喪失届により届出した異動を取り消すとき

※ 資格取得時に不明であった基礎年金番号が判明した場合は加入者基礎年金番号届を、資格取得時に届出した基礎年金番号に誤りが判明した場合は加入者に関する（変更・訂正）届をご提出ください。

2. 適用関係の事務

(3) 事業所に関する届書

届書の名称	届書を提出するとき
事業主関係変更届	事業主・事業主代理人・事業所の所在地等に変更があったとき

(4) その他の届書

届書の名称	届書を提出するとき
加入者証再交付申請書	従業員から加入者証の再交付に係る申出があったとき
二以上事業所勤務届	従業員が同時に複数（2か所以上）の実施事業所に使用されることになったとき

※ 二以上事業所勤務届は、従業員が複数の当基金の実施事業所に使用される場合にのみ、提出が必要です。
一方の事業所が当基金の実施事業所ではない場合は、同届の提出は不要です。
詳細は10ページをご参照ください。

2. 適用関係の事務

(5) 適用関係届を提出する際の注意事項等

- 加入者の範囲について
実施事業所の全ての「厚生年金保険の被保険者」が加入者となります。
事業主または従業員の意思により「加入しない」ことはできません。
従業員には掛金の負担がないことをご説明の上、厚生年金保険の被保険者の要件を満たしている場合には、当基金にも必ず資格取得届をご提出ください。
- 厚生年金保険（年金事務所）及び当基金への届出について
当基金に届け出る適用関係届は、年金事務所に届け出た内容と同一のものを届け出る必要があります。
また、資格取得届及び資格喪失届について、年金事務所または当基金の一方のみに提出することはできません。年金事務所に提出した場合は、当基金にも同様の内容の届書をご提出ください。その逆についても同様です。
なお、70歳到達による資格喪失届については、年金事務所への提出を省略することができる場合があります。その場合においても当基金への提出は必要となりますので、ご注意ください。
- 賞与に係る掛金及び休業等に係る掛金の免除について
当基金では賞与に係る掛金はありません。
また、産前産後休業・育児休業等に係る掛金の免除はありません。
- 提出が不要な届書について
厚年基金において提出が必要であった以下の届書については、当基金への提出は不要です。
 - ・ 加入員報酬標準給与月額算定基礎届
 - ・ 加入員報酬標準給与月額変更届
 - ・ 産前産後休業終了時報酬月額変更届
 - ・ 育児休業等終了時報酬標準給与月額変更届
 - ・ 加入員賞与標準給与支払届
 - ・ 産前産後休業取得者申出書
 - ・ 産前産後休業取得者終了届
 - ・ 育児休業等取得者申出書
 - ・ 育児休業等取得者終了届

2. 適用関係の事務

● 基準給与について

資格取得届及び基準給与変更届により届出する基準給与は、厚生年金保険の「標準報酬月額」を届け出てください。
「標準報酬月額」の元となる「報酬月額」ではありませんので、ご注意ください。

例：報酬月額 210,500円 ⇒ 基準給与（標準報酬月額） 220,000円

● 二以上事業所勤務者について

複数の厚生年金保険の適用事業所で使用される被保険者のことを、二以上事業所勤務者といいます。
二以上事業所勤務者が当基金の実施事業所で使用される場合は、以下のような取扱いとなります。

実施事業所と実施事業所以外の事業所に同時に勤務する場合

実施事業所において加入者となりますので、実施事業所より当基金に資格取得届をご提出ください。（当基金への二以上事業所勤務届のご提出は不要です。）

基準給与は、実施事業所のみの報酬月額に基づく標準報酬月額を届け出てください。実施事業所における基準給与に基づき、掛金・給付は算出されます。また、掛金の按分はありません。

なお、厚生年金保険における非選択事業所が当基金における実施事業所である場合であっても、同様の取扱いとなりますので、ご注意ください。

複数の実施事業所に同時に勤務する場合

被保険者が選択事業所へ申出を行い、申出を受けた選択事業所が当基金に資格取得届及び二以上事業所勤務届をご提出ください。
被保険者は、選択事業所として申出を行った事業所において加入者となります。

基準給与は、選択事業所のみの報酬月額に基づく標準報酬月額を届け出てください。選択事業所における基準給与に基づき、掛金・給付は算出されます。また、掛金の按分はありません。

なお、厚生年金保険における非選択事業所を当基金における選択事業所とすることも可能です。

2. 適用関係の事務

● 脱退一時金相当額・個人別管理資産等の受換について

他の企業年金制度や個人型確定拠出年金からの脱退一時金相当額や個人別管理資産等を受け入れ（受換）することができます。

受換した資産は、当基金の仮想個人勘定残高に組み込まれ管理されます。

中途入社等で当基金の加入者となる方に受換が可能であることをご説明いただき、希望があった場合は当基金にご連絡ください。

当基金で受換が可能な制度・給付の種類
確定給付企業年金の脱退一時金
確定拠出年金（企業型）の個人別管理資産
確定拠出年金（個人型）の個人別管理資産
企業年金連合会の積立金
存続厚生年金基金の脱退一時金

● 懲戒免職等により給付の制限を行う場合

加入者が次のいずれかの理由により退職した場合は、給付の全部または一部を行わないことができます。

- ① 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、または実施事業所の規律を著しく乱したこと。
- ② 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- ③ 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したことまたは事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

給付の制限を行う場合は、必要な添付書類等をご案内しますので、資格喪失届の提出前に当基金にご相談ください。

なお、納付した掛金を事業主に返還する制度ではありませんので、ご注意ください。

2. 適用関係の事務

- 定年等により退職する60歳以上の加入者を継続雇用（同日得喪）する場合

資格喪失届及び資格取得届の異動年月日を同日付で作成し、同時に提出することにより、9月を待つことなく基準給与を変更することができます。

喪失事由は「その他」、取得事由は「再加入」として届書を作成し、以下の添付書類（①及び②）とともにご提出ください。
なお、提出することにより、加入者期間等によっては給付の受給要件を満たす場合があります。

①：退職日が確認できる資料をいずれか1点

辞 令

就業規則
定年などの
場合

労働契約書
契約満了など
の場合

②：再雇用された日が確認できる資料をいずれか1点

辞 令

労働契約書

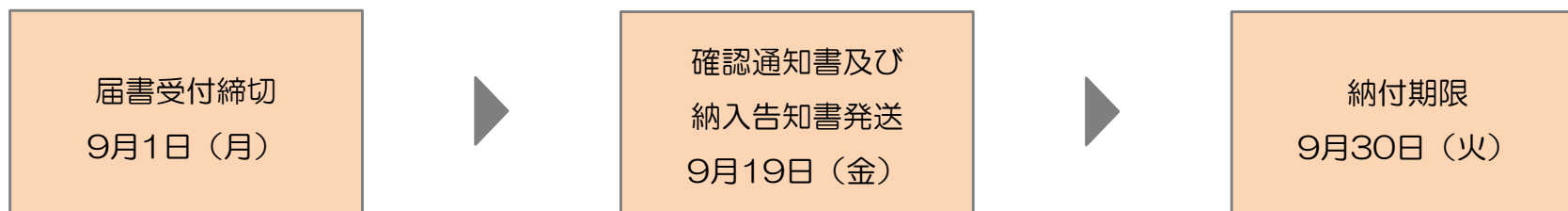
3. 掛金関係の事務

(1) 調査決定と納入告知

- 当基金の掛金は全額事業主負担で、加入者の負担はありません。
- X月分の掛金は、翌月（X+1月）の第1営業日までに当基金に提出のあった届書に基づいて決定し、翌月20日頃に確認通知書及び納入告知書を発送します。

納付期限は翌月末日（末日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）です。

（例）令和7年8月分の場合



- 納入告知書には掛金増減計算書及び加入者数・掛金集計表を同封します。
掛金増減計算書には、加入者の増減明細及び掛金額が記載されています。
加入者数・掛金集計表には、男女別の加入者の人数・基準給与の総額が記載されています。

3. 掛金関係の事務

(2) 口座振替

- 当基金の掛金は、口座振替または銀行振込で納付していただきます。
- 当基金では、口座振替による収納業務を「三菱UF Jファクター株式会社」に委託し、同社が事業所ご指定の口座より納付期限（毎月末日・末日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）に掛金の振替をします。
- ご利用いただける口座は、三菱UF Jファクター株式会社ホームページの「提携金融機関一覧」でご確認いただけます。

＝三菱UF Jファクター株式会社ホームページ＝

URL : <https://www.muf.bk.mufg.jp/collect/member/wide/>

の「お客さま用資料」の「1. 提携金融機関一覧」の
「提携金融機関一覧」よりPDFファイルをダウンロードできます。



- ご指定の口座を変更するときは、当基金にご連絡の上、預金口座振替依頼書をご提出ください。
- 資金不足等により口座振替ができなかった場合は、振替不能の確認後、当基金よりご連絡いたしますので銀行振込で納付してください。再振替はできません。
なお、その際の振込手数料は事業所でご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

本資料に関するお問い合わせ先

報道事業企業年金基金
03-6264-7850

(受付時間 9:00~17:00)